

建設リサイクル法に関するご案内【当初契約時】

本工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)第12条第1項の規定により、下記の申請が必要です。落札候補者の決定を受けた方は速やかに手続きをお願いします。

(1)「説明書・分別解体等の計画」「分別解体等に係る特約条項」の作成

「説明書・分別解体等の計画」(様式1)、「分別解体等に係る特約条項」(様式2-1、2-2または2-3)を電子ファイル(Excel または PDF)で作成してください。(Excel の場合は、該当のシート見出しに色を付けるか、不要なシートは削除してください。)

名古屋市上下水道局公式ウェブサイト(<https://www.water.city.nagoya.jp>)より、最新の様式をダウンロードして作成してください。

(2)上下水道局契約監理課へ提出

作成した「説明書・分別解体等の計画」「分別解体等に係る特約条項」を電子調達システムまたはメールで提出してください。原則として、落札候補者決定通知の翌日から3日(休日は含まない)以内にご提出をお願いします。内容に確認や修正が必要でご連絡する場合がありますので、工事名・担当者名・連絡先を必ず明記してください。

① 電子調達システムにより提出

資格確認申請書等を電子調達システムにより提出する際に、同時に添付して提出します。この方法は資格確認申請書の提出期間(落札候補者決定通知の翌日から2日以内)のみ可能です。

②メールにより提出

①によらない場合は、契約監理課へメールでご提出ください。提出先のメールアドレスは末尾をご確認ください。

(3)担当課公所での確認

落札決定後、契約監理課から担当課公所に転送し、担当課公所で内容を確認します。内容に問題がなければ、契約監理課で契約書を作成します。修正等が必要な場合は、担当課公所からご連絡しますので、対応をお願いします。

(4)契約書の署名依頼、または窓口でのお渡し

電子契約の場合、電子契約システムの署名依頼を送信します。紙契約の場合は契約監理課窓口にて契約書をお渡しします。それぞれ「分別解体等に係る特約条項」が添付された契約書をご確認いただき、署名または押印してください。改めて「分別解体等に係る特約条項」を添付していただく必要はありません。

(電子契約の対象は令和6年9月2日入札公告分からです。それ以前の契約については紙の契約書となります。)

建設リサイクル法関係書類提出先

上下水道局契約監理課工事契約グループ

電話:052-972-3725 メール:koji-keiyaku@jogesuido.city.nagoya.lg.jp